

海外技術訓練センターの概況

昭和44年3月

海外技術協力事業団
海外事業部 海外センター課



國際協力事業団

受入 月日 '84. 5. 23	000
登録No. 07178	36
	EX



目 次

第1節	は し が き	1
第2節	海外技術協力センター事業の概況	3
第3節	海外技術協力センター事業の問題点	6
第4節	各センターの概況	10
A	協力実施中のセンター	10
1.	ウガンダ小規模工業訓練センター	10
2.	韓国工業技術訓練センター	11
3.	ブラジル繊維工業技術訓練センター	12
4.	インド農業技術センター	14
5.	ガーナ繊維訓練センター	17
6.	パキスタン電気通信研究センター	18
7.	ケニア小規模工業技術訓練センター	20
8.	フィリピン小規模工業技術訓練センター	21
9.	シンガポール原型生産訓練センター	23
10.	メキシコ電気通信技術訓練センター	24
B	引き継ぎセンター	26
1.	タイ道路建設技術訓練センター	26
2.	東パキスタン農業機械化訓練センター	28
3.	タイ電気通信訓練センター	30
4.	セイロン漁業訓練センター	31
5.	イラン小規模工業技術訓練センター	32
6.	アフガニスタン小規模工業技術訓練センター	33
7.	インド水産加工技術訓練センター	35
8.	カンボディア農業技術センター	37
9.	カンボディア畜産センター	39
附 表	海外技術訓練センター実施一覧表	49~50

第 1 節 は し が き

海外技術協力センターの構想が、開発途上にある諸国に対するわが国の技術協力の一環として取り上げられたのは昭和32年であつた。

その後、昭和35年9月に至り、東パキスタンのダツカに、初めて農業技術訓練センターが設置、開所されて、海外技術協力センターの第一歩が踏み出された。

海外技術協力センターは、その設置に先立つて、まず日本政府と相手国政府との間で、センターの設置に関する協定が締結され、これにもとづいて、わが国より、センターの設置に必要な機械・設備、教材・工具および予備部品等の機材を無償供与するとともに、わが国の経費負担により、技術指導のための専門家を派遣し、また相手国側の将来の要員をわが国へ呼寄せ研修を行なう。一方相手国は、センターの設置に必要な土地、建物および付帯施設を提供し、相手国側職員の人件費その他センターの維持、運営に必要な経費を負担するという、両国の相互協力によつて設置、運営されるものである。

海外技術協力センターに対するわが国の協力は、協定により期間を定め、協力期間の経過後は相手国に引き継がせ、相手国が自ら運営していくこととなつている。協力期間は一応3年を原則としているが、これまで多くの場合は、この期間が延長され、また協力期間終了後も、相手国による完全な自立運営は困難なため、コロンボ計画等による専門家を派遣して協力して来ている例が多い。

海外技術協力センターは個別計画としてはわが国の技術協力の諸方式のなかで、もつとも規模の大きいものの一つであり、センターに対する相手国側の評価と期待は非常に高い。このため各国のセンター設置に関する要請の内容は何れの場合もその国の政策や産業経済事情等に密着し、かつその殆んどがその国の開発計画と関連して、またはその一部として、とりあげられている。従つて、センター設置に関する各国の要請はつねにかなりの数にのぼつ

ているが、その内容は多種多様で、しかも最近は次第に複雑多岐にわたつてきている。

昭和44年3月現在の各海外技術協力センターの概況をとりまとめ、技術協力関係者の資とする所存である。

昭和44年3月

海外事業部
海外センター課

第2節 海外技術協力センター事業の概況

海外技術協力センターは、開発途上にある諸国で不足している技術者、特に中級技術者をその国内で訓練養成することと、一方優秀なわが国の技術者を演示することを目的として発足した。海外技術協力センターは、わが国の技術協力の各方式のなかで、最も規模の大きなプロジェクトであり、センターに対する相手国の評価と期待は非常に高い。各国のセンター設置に関する要請は、相手国の開発計画の一部としてとりあげられており、国の政策や産業事情等により、その内容はさまざまである。タイのウイルス研究センターや、パキスタンの電気通信研究センターのごとく、研究を目的としたセンターもあれば、インド農業センターのごとく、演示を目的とする模範農場として発足したセンターもある。また技術訓練センターのなかでも、アフガニスタン小規模工業技術訓練センターのように、技術者の訓練と併行して生産を行なっているセンターや、ケニア小規模工業技術訓練センターのごとく中小企業者の養成を目的としたセンターもあり、その他訓練過程において道路を建設するタイ道路建設技術訓練センターや原型生産と技術者の訓練をあわせて行なうシンガポール原型生産訓練センター等産業形態は多様である。

又最近設置されたセンターのなかには、相手国の中小企業振興策の重要な施策の一つとして、中小企業者の養成を目的としたケニアおよびフィリピンの小規模工業技術センター、また工業立国をめざす方針に基づいての、国内数千の中小企業の体質改善というきわめて重要な任務を負わされたシンガポール原型生産訓練センターにみられるごとく、国内でのセンターの役割・重要性が高まってきている。

海外技術協力センター方式による技術援助額は、日・カ経済協力協定に基づくカンボディア農業、畜産、医療の3センターを除いて、現在まで、供与機材額は約15億円を越えるとともに、派遣した要員も延約200名(所要経費約14億円)に達し、その総額は約29億円の多額に達している。

海外技術協力センターの協力方式は、まずその設置に際し日本政府と相手国政府との間で、センターの設置に関する協定が締結され、この協定に基づいて、わが国より、センターの設置に必要な設備、機械、教材、工具等の機材を無償供与するとともに、わが国の経費負担により技術指導のための専門家を派遣し、また相手側の将来のセンター要員をわが国へ呼び寄せて研修を行なう。一方、相手国は必要な土地、建物および付帯施設を整備し、相手国側職員の人件費その他センターの維持・運営に必要な経費を持つもので、両国の協力によつて設置・運営される。協力期間の経過後は相手国に引き継がれ、相手国がみずから運営していくこととなつている。この協定協力期間は一応3年を原則としているが、これまで多くの場合この期間は延長され、また協力期間経過後も、相手国による完全な自立運営は困難なため、昭和40年度に協力期間を終了した5センターおよび昭和41年度に協力期間を終了した1センターについては、いずれも運営は一応相手国側に引き継いだが、ひきつづきコロambo計画等による専門家を派遣して協力している。なお、上記引き継ぎセンターのうち昭和42年度においてセイロン漁業訓練センター、アフガニスタン小規模工業訓練センターの運営管理を相手国に引き継ぎ、その業務を完了した。

また、昭和42年4月には第1次協定に基づくインド農業技術センターが、6月にはインド水産加工技術訓練センターがそれぞれ協力期間を終了したが、前者についてはインド側にその業務を引き継ぎ、そのうちスラート農場およびジャハバード農場については、さらに発展的に農業普及センターに改組し、新協定により今後協力することとなつた。後者についてはひきつづきコロambo計画により専門家を派遣中である。

昭和43年11月にはタイ道路訓練センターを引き継ぎ、来る昭和44年6月30日にはパキスタン電気通信研究センターを引き継ぐ予定である。

最近の新設計画中のセンターとしては、42年度より繰越したウガンダ小規模工業技術訓練センター、台湾職業訓練センター、イラン電気通信センタ

ー及びインドネシア水産加工センターがある。又韓国工業訓練センターおよびシンガポール原型生産訓練センターの設置は完了し、両センター共開所式を終えた。

他方、既設センターについてはパキスタン電気通信研究センター、タイ道路建設技術訓練センター、フィリピン家内小規模工業技術開発センター、ケニア小規模工業技術訓練センター、インド農業技術センターおよびカンボディア農業畜産センター、ブラジル繊維センターの拡充強化を行なった。

第3節 海外技術協力センター事業の問題点

海外技術協力センターは、昭和35年に東パキスタンのダツカに農業技術訓練センターが設置されて以来、すでに8年近くを経過したが、技術協力センター設置についての要請はつねにあとをたたず、毎年限られた予算の枠で、いずれを選択すべきかに苦しむ現状である。このことは設置された技術協力センターがいずれも当初の協定による協力期間終了後、さらに協定の延長、あるいは専門家の派遣、機材供与等により、協力を行なつてきていることもあつて、開発途上国の技術協力センターに対する期待の強さと評価の高さを物語っている。

一応、これらの技術協力センターの内容は、当初の中級下級技術者を養成する訓練的なものから、より高度の研究分野のものも求められてきており、また、相手国の経済開発計画中で、センターがしだいに重要な役割を占めつつあり、機材の供与、専門家の派遣、カウンターパート要員の受入れなど現在の各技術協力方式を有機的に組合せた大型援助方式による効果があがりつつあると言えよう。

しかし、センター協力事業方式は、これらの成果にもかかわらず、一方に当面する多くの問題をかかえている。

まず第1の問題は当初協定期間の短かすぎる問題である。協定終了後引き継いだセンターが、なお相当期間コロンボ計画による協力を必要とすることは、相手国の協力受入能力の低さを物語っているが、この種のセンターは日本で運営しても軌道にのるまでには3年を要するといわれ、レベルの劣つた諸環境の整わない諸国で、しかも相手側の要員を養成しつつ運営していくのであるから、原則的に3年という協定期間では十分でない。5年から7年、業種および相手国によつては10年ぐらいの協力期間を考える必要もある。

第2の問題は、いかにして最も現地の実情に適したセンターをつくるかということである。

センターは、相手国内に設置される以上、これが設置にあつては、相手国の経済、社会、自然等の諸条件も含めて、十分検討考慮すべきことはいうまでもないが、なかんずく、その国の産業発展の動向、したがつてその産業開発計画に十分密着したものであることが肝要である。また、相手国も相当額の経費を負担することであるから、その国の熱意の程度から財政、外貨事情の見通し、さらには技術水準、教育水準から行政機構の問題まで含めた考慮・検討が必要であり、十分な予備調査と実施調査を行ない、場合によりコロボ計画等により専門家を相当期間現地に先行派遣して、センターの設置の可能性を具体的に探究するとき措置も必要とならう。

既設のセンターのなかで、問題の多いものなかには、あまりにも現地の事情を軽視し、わが国内における感覚で諸準備、計画を運んだことがその原因をなしていることが関係者間に反省されており、あくまでも現地側の実態に即したセンターによる協力を期さなければならない。

一方、規模も従来は供与機材5,000万円から8,000万円のもので大部分で、やや画一化された感があり、しかも、他の先進諸国によるセンターに比し、規模が小さく、これがとかく相手側の不満と批判を招く原因となる場合も少なくなかつた。今後はセンター数の増加はもとより、質に重点をおいて、十分な機能をもち、研究訓練施設の充実した大型センターの設立にも配慮が払われるべきであろう。開発がすすみ、受入体制が整備された国に対しては、センターのレベルも高め、機材も充実されなければならない。しかしとくに開発の遅れた国の場合は財政上の負担能力や、外貨事情の見通しも乏しく、このため土地、建物を相手国に一律に負担せしめる現行の原則によつては、施設建築の渋滞から大幅な開所の遅延をまねく場合が少なくない。したがつて、今後はその国の能力によつては、画一的な原則を押しつけず、他の先進諸国の場合にみられるような、建物を含めた援助をすることも必要である。この点に関しては、わが国もヴェトナムのチョーライ病院、ウガンダのセンターに対して、建築資材を供与し、工事費を負担した例がある。

第3節の問題は、設置後の運営上の問題である。

海外センターは、たとえ十分な調査と検討の結果であつても、相手国のその後の状況の変化等から、相手側の負担する材料費、運営費の不足による訓練実施上の問題等の、種々の障害を生ずることも少なくない。したがつて、これら海外センターを効果的ならしめるためには、設置の際のみならず、運営についても十分なアフターケアを行なう必要がある。運営期間中は、日本と現地との連絡を密にすることはもちろん、現地の実態調査を十分に行ないうる態勢を整えることが肝要である。また機材問題や要員交替・新規計画時などセンターに問題が生じたときは、ただちに現地へ人を派遣して対処することが肝要である。また、できれば各センターの理事長を年に一度1カ所に集めて理事長会議をもち、相互にセンター担当者としての意見を交換し、問題の解決を図ることも、センター運営にとつて有効な、かつぜひ実現したい制度である。

他方、センターの運営費は、相手国の負担が原則であるとはいえ、運営費の不足から訓練や運営上に支障をきたし、センターの効果にまで影響を及ぼす例も少なくない。したがつて、相手国の経済状態等のいかんによつては、運営費の援助等も考慮することが必要であろう。

第4の問題として、優秀な日本人専門家の確保が、センター事業にとつてきわめて重要な問題であり、このためには、専門家派遣事業と同様、給与、現地生活環境、身分保障等の雇傭条件の改善などが必要であり、さらには、候補者に対する事前の十分な訓練養成等の措置が必要である。

技術協力センターは、開発途上にある諸国の経済・社会、人材の開発促進に役立たしめることが目標であり、今後特に協力予算の執行面などにおいて、より一層即応的、機動的な態勢をとつていくことが要求されよう。わが国の技術協力が、漸次国別にプロジェクト化しつつあるおりから、センターの果たす役割は大きい。

第5の問題として、現地側カウンターパートにかかわる問題点がある。

センター協力方式は、原則として3カ年間の協定有効期間内に（協定延長の場合は通常2カ年ひきつづき協力を行ない、以降は専門家派遣等による協力を行なっている）現地側において、センターを自主的に運営しうるような引き継ぎ体制を確立することを、協力の必須内容としているわけであるが、引き継ぎ体制の鍵をにぎるものは、センターに配属される現地側カウンターパート人材の能力にかかっているといても過言ではない。

この点で心配のないセンターの具体的事例としては、シンガポール原型生産センターや、韓国工業技術訓練センター等があるが、これら諸国は、技術協力の受入れに関する熱意および体制が十分整備されていることや、両国の技術水準の高さなどからして、優秀なる技術的人材を得ることが比較的容易であるところから、カウンターパートとして適切な人材をセンターに配属しており、人的能力の面からは、現状においては引き継ぎ体制になんらの危惧も感ぜられない。

しかしながらガーナ繊維センターやブラジル繊維センター、ケニア小規模工業センター等、多くのセンターがカウンターパートの問題に苦しんでいる。そのおもな原因の背景としては、まず相手国側のわが国に対する安易な依存感、人材開発分野にかかわる行政的能力の不足、国内に優秀な技術的人材が不足していること等があげられ、このような基本的な問題を解決するための努力がなされていないため、日本に呼び寄せて訓練したカウンターパートが帰国後、他の部署に転向してしまつたり、現地で訓練したカウンターパートが、待遇、センターの立地環境に対する不満（たとえば地方のセンターにいる者が都市へ流出する）等から他の機関部門に流出したりする問題が、依然として後を絶たない状況である。

センター協力方式は、各センターの協定内容にも明記されているとおり、わが国と相手側との協力内容は、ほぼ相なかばしての努力にその成果がかかつており、現地側カウンターパートはセンターが完全に相手側に引き継がれた後は将来のセンターの中核ともなるべき存在であり、わが方が、いかに優秀なる要員を派遣しても、現地側でこれを引き継ぐ人材が育たなければ、センター設置の意義は全く無に帰する恐れがあり、この問題解決のためには、わが国の積極的協力の展開とともに、相手国側の真剣な自助努力を強く要請しなければならない。

第4節 各センターの概況

A 協力実施中のセンター

センターの形式としては、わが国が開発途上国と二国間で作るセンター、およびわが国が多数の加盟国と共同で作るセンターの2種類があるが、わが国はもっぱら前者の二国間方式を従来採用しており、後者の例としては最近ようやく東南アジア漁業センターが誕生したばかりである。

1. ウガンダ小規模工業技術訓練センター

ウガンダ小規模技術訓練センターの設置については、昭和40年にウガンダ国オボテ大統領がわが国を訪問した際、佐藤首相に要請があつた。これにより昭和41年2月にわが国より3名の予備調査団がウガンダ国へ派遣され、センター設置の適否等について調査等を行つた。

この結果同国の経済開発に緊急要望されるものとして、アフリカ資本による中小工業を振興するための、必要なる熟練労働者を養成することが急務であるとし、ケニヤセンター方式に沿つた小規模工業技術訓練センターを設置協力する方針のもとに、42年度予算で14,000万円が計上された。

また、わが国の協力による海外センターの最初のケースとして、とくにウガンダ側の希望を入れ、建物建設についても協力を行なう方針とした。

これに伴い当事業団は関係省庁と種々検討の結果、昭和42年10月、労働省職業訓練局の中田定士氏を団長とする5名の実施調査団を派遣した。同調査団は約1ヶ月にわたりウガンダに滞在し、センターの設置、運営に関する具体的方法について、ウガンダ政府関係者と協議すると共に、設置に必要な技術的事項について調査を行ない、討議々事録の署名を行ない帰国した。

本センターの協定は昭和43年6月28日に調印が行われ、その結果、訓練内容として、機械部門、機械仕上部門、溶接・溶融部門、板金部門、電気仕上ならびに電気配線部門、自動車整備部門の6部門を設けることと

なる。10名の要員を来る11月派遣することが予定されている。

またウガンダ人訓練生については、原則として現在雇用労働者であつて当該企業の事業主から推せんされた者を対象とするが、ウガンダにおける産業界の諸事情から、雇用労働者を、長期にわたり技術訓練センターに派遣することは、困難な実情にあるので、6か月ごと、通算して1カ年の、サイドイッチ・システムによる訓練方式をとることとした。

さらに、機材の輸送にあつては、ウガンダは内陸国のため、モンバサーカンバラ間の国内輸送についても、センター初のケースとして日本側が負担することとなつた。

現在建築資材、訓練機材の購入、輸送準備中である。

2. 韓国工業技術訓練センター

韓国政府は、経済開発の第2次5カ年計画の一環として、中堅技能者の養成に力をそそいでおり、そのために本センターの設置をわが国に要請してきた。その結果、実施調査団を韓国に派遣しセンターの設置、および運営の具体的方法について、韓国政府ならびに関係者との話し合いを行なつた。

本センターは技術専門学校として大邱市にある嶺南大学校内に設置され、韓国に最も需要の多い機械加工（板金、溶接、鍛造を含む）部門、化学（分析）部門および鋳造の3部門につき訓練指導を行なおうとするものである。訓練対象者は、高等学校卒業あるいはそれ以上の実力あるものとし、各部1期30名程度を2年間指導し、修了者には韓国制度にある初級大学（わが国における短期大学と同じ）卒業生の資格を与えることになつている。

昭和42年10月25日、両国間で交換公文が取り交わされ、これにもない供与機材調達、要員の人選等必要な業務を開始し、7500万円にのぼる機材の購送は42年度末をもつて完了した。韓国側で青丘大学が合

併する等の事情から建物の建設が遅れたが、開校は昭和43年10月30日となり、日本側要員は、昭和43年8月末に派遣された。

その後設置費については、41年度予算で2,600万円の追加機材費が認められ、鋳造部門を増設することとなった。

一方協定交換は大巾におくれ、42年10月25日最終的に交換公文として署名された。

総額7,600万円の機材は43年3月船積を完了した。

要員4名は43年8月20日派遣、諸準備を進めた結果、10月30日開所式が挙行された。

本センターは、実施調査団の段階では、大邱市の私立青丘大学附属工業専門学校として設置されることとなっていたが、その後青丘大学と大邱大学が合併して嶺南大学校となり、同校併設慶北高等実業学校として設置されるに至った。

訓練期間は2ケ年であり、訓練生は機械科35名、鋳造科30名、化学分析科37名(うち女子10名)である。

また、44年春には初級大学になる予定である。

3. ブラジル繊維工業技術訓練センター

昭和36年6月、ブラジル政府の要請により、4名からなる技術調査団をブラジルに派遣した結果、東北ブラジルのレシフェ市に、繊維工業技術訓練センターを設置することを決定、37年3月協定が正式に調印された。

この協定により、日本から総額8千万円に及ぶ機材を無償供与するとともに、昭和39年8月に理事長以下6名の技術専門家を派遣し、併せてブラジル側助教の呼寄せ研修を実施した。

本センター設置に関するわが方の業務については予定どおり進められ、昭和39年8月には、供与機材の購送、ブラジル側助教の本邦研修、センターの日本側要員人選派遣等すべて完了したが、他方ブラジル側の準備す

べき建物等は、インフレや政変等の国内事情により度々遅延し、漸く40年7月センターの仮開所をみるに至つた。

綿業が基幹産業の一つである東北ブラジルは、優秀なる原綿の生産地であり、労務条件、消費市場条件でも有利な面を備えているが、生産性の極端を低調に悩まされている。このため東北ブラジル開発庁(SUDENE)は、東北ブラジルの繊維工業再整備計画をたて、綿業の復興策として融資による機械設備一新、技術者養成、管理の近代化等に着手した。本センターは、このSUDENEの所管のもとに、国内の職業訓練機関であるSENAIの訓練施設の一つとして、綿紡織の職長級の再訓練を行ない、紡績工場の保全、操業の技術をらびに品質管理技術に関する教育訓練を実施し工場中堅技術者を養成しようとするもので、このための訓練として、混打綿、梳綿、練綿および粗紡、精紡および撚糸、織布準備、織布、コーマ、試験および品質管理の各コースを6カ月を一期とし、1期40名で実施する予定で発足した。

しかし、機械据付その他建物工事の一部未完のため、第1期訓練は、昭和40年8月より自動織機コースのみを4カ月半に亘り実施し、民間会社の職長クラス14名を訓練した。第2期訓練は4カ月に亘り、混打綿、梳綿、練綿、粗紡、精紡、仕上、織布準備、自動機械の5コースを開設し、50名の参加者を得た。第3期は41年8月より4カ月半に亘り34名を集めて行なわれ、第4期訓練(42年2月開始)は55名参加。第5期訓練は28名参加の下に5コースにわたり実施(42年8月~12月)・第6期は33名が参加し、現在45名を集めて第7期訓練を実施中である。(43年8月~12月)

この間、東北ブラジル繊維業界も大幅な躍進をみせ、それに伴い、本センターに対する要望も、単に職長の養成にとどまらず、より高度の染色等の仕上げ加工部門および試験部門へと移行している。ブラジル側のこのような要望に応えるため、わが国はセンター内に特別コースとして試験室コ

ースを併設し、ブラジル紡績業界の近代化に資することにし、41年度において255万円にのぼる追加拡充機材を購送完了したが、さらにブラジル側から染色仕上げ部門増設の要請があり、日本側としても調査団を派遣して各種検討した結果、43年度において8,000万円の予算を計上して拡充材料を購送することに決定し、目下購送業務実施中である。また、既存の部門は実質5カ年の訓練を実施すべく45年7月迄協定延長交渉中であり、新設の染色仕上げ部門については、2名の要員を派遣して実質3カ年の訓練を実施する方針である。

4. インド農業技術センター

a 第一次4農場

インドは、深刻な食糧不足を解決するため農業の振興、発展の重要性を認め、集約農業地域計画等一連の食糧増産計画をたて、その一環としてわが国に対して、日本式稲作技術を基とする模範農場の設置協力を要請してきた。この要請に対し、わが国は昭和36年11月実施調査団を派遣、現地調査を行なった結果、西ベンガル州ナディア地区、オリッサ州サンバルプール地区、ビハール州ジャハバード地区、グジャラート州スラート地区の4カ所に模範演習農場を設置することに決定、37年4月に協定が正式に調印された。

この協定にもとづき、わが国は総額3,697万円におよぶ農機具、実験器具、観測、測量器具等の機材を無償供与するとともに、昭和37年5月から6月にかけて1農場4名、計16名の稲作技術専門家を派遣した。

各農場は、多くの困難な状況にもかかわらず、初年度から現地収量の2~3倍に及ぶ収穫をあげ、その後着々と増収の成果を示してインド側関係者は勿論、一般農民からも高く評価され、再三にわたり新聞にその成果が報道されるとともに多くの参観者を集めている。

本センターは、40年4月をもつて当初の協定期限が満了するため、インド側は協定の延長とともに、各農場で演示と併行して農民等に対する訓練の実施を要請してきた。わが国はこの要請に応じて、42年4月までの2カ年間の延長に同意する一方、普及訓練実施のため40年度に1,250万円追加機材の供与を行なった。

第5年度は、一部農場では台湾種の積極的導入により、エーカー当り最高籾重量、4トン以上という驚異的な収穫をあげ、このため、従来台湾種に対して消極的であつた中央政府ならびに州政府も、早速台湾種を奨励品種に指定した。

その他の農場でも、平均1.5トンから2トンという現地の3～4倍の収量をあげ、日本式稲作技術の優秀性を示した。

一方、各農場は州政府の要請に応じて、稲作技術の普及のため農民等に対し本格的訓練を開始し、42年3月までに各農場あわせて1,300名以上の訓練を行なった。ナディア農場ではポンブドライバーを中心に農機具訓練、サンバルプール農場では州農業普及担当官、改良普及員、一般農民を対象とした稲作栽培技術の訓練、ジャハバード農場では農民中心の訓練を農学校等と協同で行なつている。スラート農場ではモデル農家の指定、アシュラム（一種の公立技術学校）農学校等への指導を行なうなど、各農場でのそれぞれ最も適した方式で訓練を実施した。

42年4月の協定終了に先立ち、以後の協力方針等を策定のため3月10日より約1カ月間調査団を派遣し、インド側の意向を確認するとともに今後の方針等について打合せを行なった。この結果、本センターが日本式稲作技術の演示という当初目的を完遂したことを相互に確認し、インド側で自主的に運営することとなつた。

なお、インド政府は新たに農業普及センターを設置したい希望を有し、日本側の協力を要請してきたので検討の結果、グジャラートおよびビハールの両州について協力することとなり、昭和43年3月5日農業普及センター設

置に関する協定が締結された。(インド農業普及センター(第1次)参照)

b 第二次4農場

第一次4農場の好評に伴い、インド側はさらに各地に農場の増設を強く要望してきたので、わが国は39年度さらに4農場を増設することとし、同年3月実施調査団を派遣した。この調査結果を検討し、アンドラ・プラデッシュ州グンツール地区、マイソール州マンディア地区、ケララ州エルナクラム地区、およびマハラシユトラ州コラバ地区にそれぞれ既設農場と同様の農場を設置することに決定し、39年12月にその協定が調印された。この協定にもとづき、わが国は総額4,690万円におよぶ農機具、実験器具等機材を無償供与した。

新設農場要員については、1農場4名、計16名の専門家を40年3月中旬から下旬にかけて派遣した。

新設農場は既設農場と同様、日本式稲作栽培技術の演示ならびにインド側農業技術者および農民に対する普及訓練を行なっており、各農場とも要員赴任早々第一期作の作付を開始し、8~11月にかけて収穫を終え、増収の実を示した。

第二年度はインドは異常寡雨により水不足を来し、作付制限、作付時期の遅延に加えて害虫の発生等による悪条件が重なったが、各要員の努力により初年度を上廻るエーカー当たり収量をあげた。

第三年度は更に圃場の整備等を行ない、第一次農場が5年目にして達成した50mds/acreの収量を越える収量を挙げた農場もあり、43年4月~6月の協定による協力期間の終了をもつてインド側への引き継ぎを行ない、全要員は帰国した。

なお、第2次農場についても、インド側は協力期間終了後も引き継ぎわが国の協力を要望して来たので、第1次農場同様、農業普及センターに改組し、協力することとした。

このため、協力期間終了に先立ち、42年12月上旬より1カ月間、技

術調査団を派遣し、技術的見地に立つて、調査した結果、マハラシュトラ州、コボリ農場およびマイソール州、マンディア農場の2カ所を抜、協力することとした。(第二次農業普及センター参照)

専門家は昭和44年1月コボリ農場3名及びマンディア農場4名現地へ赴任し、農場開設準備を進めている。

なお、コボリ農場栽培専門家1名については、3月下旬派遣予定で、人選を行なっている。

5. ガーナ繊維訓練センター

昭和43年10月、通商使節団長として来日したガーナ貿易大臣は、わが国に対し、日・ガ間貿易関係のアンバランス是正を強く希望する一方、両国の関係をより密接にするため、貿易・経済技術協定を提案した経緯があり、その後35年在京ガーナ大使は前記の技術協力に関連して、ガーナに技術訓練センター設置を要請してきた。よつてわが方としてこれを検討した結果、繊維工業技術訓練センター設置の方針を決定、37年11月に5名の実施調査団を派遣し、アクラ東北約30 Km のテマ市に繊維訓練センターを設置することに決定、38年5月にセンター設置に関する取極が正式に調印された。

本センターは、ガーナの経済、技術開発に寄与するため、ガーナ政府のとくに希望する綿織物およびタオルの生産、染色加工および簡易縫製等の技術者を養成することにより、ガーナ国内における繊維技術の普及開発を図り、併せて繊維需要の増大を図ることを目的としたものであり、その訓練方式はジュニア・テクニカル・インスティテュート卒業生を対象として初級技術者を養成する普通科と、シニア・テクニカル・インスティテュート卒業生を対象として中堅技術者を養成する高等科に分け、それぞれ1年を1期として織物の物理および化学実験、綿織物およびタオルの生産、染色、縫製加工等の訓練を行なうことになっている。

このため前記取極めにもとづき、わが国より5,294万円におよぶ染色、織布、仕上げおよび縫製設備、試験機器、工作機械等を供与するとともに、技術指導要員として理事長以下8名の技術専門家を、40年1月から11月にかけて派遣し、かつ、ガーナ側助教のわが国への呼寄せ研修を実施した。

他方、センターの土地、建物および付帯設備はガーナ側で提供することになつてゐるが、ガーナはココア価格の下落等により財政困難となり、加えて41年2月に政変のあつたことなどから本センターの建物完成が遅れていたが、41年秋以来ようやくWork shopの建物の建築が進展、完成し、42年2月27日に仮開所が行なわれ、第1期生31名の訓練を開始した。

かかる状況下にあつて昭和42年5月22日日本協定の満了を迎えたが、当初の目的を達成するため、更に3年間協定を延長すべく政府間の話し合いがまとまり、昭和45年5月22日まで協力することになつた。

このため交替赴任した要員等2名を除く6名の要員を交換することとし、43年7月～11月にかけて帰国した。この交換要員として、7月から12月にかけて6名が赴任した。

訓練については交替要員赴任とともに、準備に入り、8月より、ジュニアコースを終了した22名をシニアコースに昇格せしめ、訓練開始した。

又、ジュニアコース第2期生については多数の応募者の中から厳重人選し、55名を選考して、10月より訓練を開始した。

なお、テストケースとして、55名中5名の女子を初めて採用した。施設についてはガーナ側も大いに努力し、電気および水道工事はほぼ完成し、スチーム工事も近く完成の見通しである。

6. パキスタン電気通信研究センター

パキスタン政府は、第2次5カ年計画の一環として、西パキスタンのハ

リブールに総合的電気通信センターの設置を計画し、このうち研究部門のセンターについて日本の技術援助を期待した。この研究センター設置計画は36年にパキスタン閣議で承認され、正式に日本に対し技術協力の要請がなされた。

わが国は、パキスタン側の強い要請を検討した結果、電気通信研究センター設置の方針を決定し、この決定に伴い、37年7月調査団を派遣、現地調査、パキスタン側との打合せを行ない、センター設置協定を昭和38年11月16日に締結した。

本センターには、わが国から42年度追加機材を含め総額9,400万円におよぶ無線、搬送、電話交換、電信、試作等の機材を無償供与するとともに、39年3月以降これまでに理事長以下延8名の要員を派遣してきた。

本センターは、パキスタンの今後の膨大な電気通信施設の開発計画を推進するうえで必要かつ強力な研究を行なうため、十分な機能をもつた研究センターたることを目標としている。すなわち、本センターはパキスタンの通信事業の現状を把握し、技術の中心的立場にたつて、同国に最も適した通信方式を開発するとともに、通信施設の品質を改良して、通信サービスを最も経済的に向上させるための実用化研究を行なうものである。またとくに高度の技術を必要とするものについては、パキスタンが外国から技術を導入する場合の先導的役割を果たそうとするもので、パキスタン電信電話総局内の保全および施設部門と密接な連絡を保持しつつ、無線中継方式その他について研究を行なうこととなつている。

本センターは39年7月1日開所し、この間電話交換、電信、無線、搬送試作の各部門において、研究項目を定め、研究作業と指導を行なうとともに毎週一固定例会議を開き、研究スタッフ全員が集合して前週までの研究作業の進行状況の報告、各種項目に対する討論を行なつてきた。研究例の一、二をあげると、電話交換部門の半自動加入者線試験器の実用化、電信部門の単鉄線によるモールス電信を電話方式にする項目、無線部門のラ

フルビンディ～マリー間の伝播試験（マイクロ）、ソーラーセル（VHF）および同一周波数方式の実施に関する測定（HF）、搬送部門の双方向中継器の実用化、試作部門の印刷回路等がある。また、電気通信網の現場から提起される技術的諸問題に対してその解決、改善を与えている。なお、試作部門では、すでに所期の指導目標を達成して現地側に引渡し、日本側要員は帰国した。

本センターのパ側研究員5名はコロンボ計画によつて来日、研修を受け、現在センターに配属されている。

当初の協定による日本側要員の協力期間は、42年6月末をもつて終了する予定であつたが、パキスタン側は、更に2年間の協定延長を強く要請してきた。このため、わが国はこれにたえて、同年11月15日に協定延長のための交換公文を取り交し、昭和44年6月30日まで協力を続けることとなつた。44年7月以降のセンター引き継ぎに関する方針については目下検討中である。

7. ケニア小規模工業技術訓練センター

ケニア政府は、経済開発と民生の安定に強い熱意を示し、教育に重点をおいたアフリカ人の人材養成を図るとともに、工業奨励、国内産業保護助成政策をすすめ、とくにアフリカ人の経営する小規模工業の育成に力を入れ、わが国に対し小規模工業技術センター設置を要請してきた。よつて、昭38年8月、実施調査団をケニアに派遣しこの調査結果にもとづいて検討の結果、小規模工業技術訓練センターを設置することとなり、昭和39年7月30日、日・ケ間で正式に協定が調印された。

この協定にもとづき、わが国は5,490万円の機材を無償供与するとともに、39年9月から12月にかけて理事長以下12名の要員を現地に派遣した。一方、ケニア側の提供する建物の準備が進まず、このためセンターの開所も当初の予定より若干遅れたが、関係者を督促して昭和40年7

月26日に9カ月間の座講を中心とした訓練が開始された。

本センターでは金属加工、電気機器組立修理、ミシン縫製、木工、機械組立修理、皮革加工の6部門よりなり、技術および経営に関するコースにより、将来小規模工業経営者となるものに対し、経営に必要な技術および経営知識についての訓練を実施しており、さらにこの訓練コースに加えて経営者養成の効果を高めるため、これら訓練に必要な調査部門と訓練終了者を含む小規模工業経営者に対し、経営相談にのり指導していく経営相談部門を設けている。

第一期訓練は41年4月22日をもつて終了したが、訓練生の総数は49名で、内訳は金属加工部門9名、皮革加工部門8名、機械部門7名、電気機器部門8名、ミシン縫製部門6名、木工部門11名となつている。これら卒業生のうち一定の資格を備えたものには、開業にあつてケニア側政府機関(Industrial & Commercial Development Corporation)より資金の融資をうけることとなつており、これら卒業生の今後の活躍は大いに期待されている。なお、第二期訓練も8月より開始され、新聞公募による応募者1,970名の中から47名を選び9カ月に亘り行なわれ、第3期は54名参加。現在は44名の訓練生に対し第4期訓練を実施中である。

本センターの協定による協力期間は43年7月をもつて終了するところ、ケニア側より更に2カ年間の協定延長要請があり、検討した結果、原則的了解に達し、これに伴い42年末に任期の終了した大半の要員について交替要員を派遣した。

なお、42年度予算にて140万円の補修機材の購送を実施し、目下43年度予算にて、2,000万円を計上して鋳造等の拡充計画を検討中である。

8. ファリツピン小規模工業技術訓練センター

ファリツピン政府は、従来生産技術、機構等の後進性、技術者の不足等の理由により、必ずしも十分に利用されていなかつた豊富な国内の天然資

源を利用，加工して中小企業を急速に振興させるため，昭和37年政府機構を改組して，家内工業開発庁（NAOIDA）を商工省所管のもとに創設した。このNAOIDAは新技術と設備とを外国より導入して，小規模工業技術訓練センターを創立し，各種職業技術を指導訓練して技術者ならびに小規模工業経営者の育成をはかる方針を決め，これが推進，実現のため，日本政府に対し，小規模工業技術訓練センターの設置について技術協力を要請してきた。よつて40年3月に予備調査団を派遣し，この調査結果にもとずき，小規模工業技術訓練センター設置の方針をきめ，さらに，40年11月，4名の実施調査団を派遣し，フィリッピン側との話し合いを行なうとともに，現地調査を行なつた。この結果，本センターは小規模工業経営者の人材養成をはかり，フィリッピンの経済開発に寄与すべく，訓練職種として，鋳造および小型機械部品製造，窯業，繊維加工および製織，竹細工および蔴細工，木工の5職種を採りあげることとなつた。訓練方法として，これら職種の任かりサーチおよびコンサルテーションを加え，併せて6部門とし，(a)技術者訓練コース，(b)経営者訓練コースおよび，(c)NAOIDAの指導員訓練コースの3つのコースによつて実施していく予定である。

比例の都合により決定が遅延していた本センター用敷地は41年9月にマニラ市東方約20キロのマリキナ市に決まり，又建物建設費（3千万円相当額）を確保され，この結果，41年9月29日に本センター設置に関する協定が日本に於いて佐藤首相とマルコス大統領立合のもとに正式に調印された。これに伴い，5,000万円に及ぶ機材が早期開所を目標に42年3月に送付され，42年8月には先発要員3名を派遣，その後後発要員も派遣されて，現在すでに9名の要員が赴任し開所準備業務を行なつている。

42年度には追加機材800万円についても購送業務を行なつているが，比例の建物建設工事はかなり遅延しており，開所は44年3月頃となる見

込である。

9. シンガポール原型生産訓練センター

シンガポール政府は1962年9月に公文をもつて在シンガポール日本総領事に対しPrototype production and Training Centreの設置について正式要請があり、その後も再三要望があつた。

これに対しわが国は1965年3月当時の外務省技術協力課長佐々木正賢氏を団長とする3名の予備調査団をシンガポールに派遣し、センター設置の適否等について調査を行ない、この結果同国に緊急必要とされる小規模工業開発のため本センター設置費として8,000万円の予算を計上した。

その後海外技術協力事業団は外務省、労働省、通産省と種々検討の結果、実施調査団を、シンガポールに派遣した。同調査団は昭和41年6月より約3週間にわたり、センター設置をらびに運営の具体的方法について、シンガポール共和国政府関係者と話し合いを行なうとともに設置に必要な技術的事項について討議し、討議々事録に署名して帰国した。

協定は41年10月15日調印された。

シンガポールは天然資源に恵まれず、かつ従来の中継貿易港としての重要性も低下しており、従つて工業化による経済の再編成が重要な問題になつている。このためシンガポール政府の工業化推進に対する熱意は極めて強く、1962年に政府内に経済開発庁を設け、企業の開発、なかでも技術の開発に力を注いでいる。

本センターは、経済開発庁の管轄下に市内リバー、バレー路に設置され、シンガポール政府の重要施策の一翼を担つて、シンガポール共和国における技師、熟練工および半熟練工に対し原型生産の実際及び理論上の訓練を行なうこととなつている。然しながら8,000万円で提供し得るコースは

1) 機械加工 2) 工具金型製作 3) 熱処理 4) 設計製図

の4部門であるが、シンガポール側は最低限これに加えて 1) 研磨

2) 電気メッキ 3) 溶接 4) 鍛造の各部門をも設けることを強く希望してきた。

よつてわが国は当初前記4部門をもつて先ずスタートし協力実施することとなつていたが、プロトタイプ、プロダクションとしてセンターの目的を達成するのに不十分との考えから41年度予算で4,500万円追加機材の供与が認められ、これを追加4部門の増設に当てることとし、技師、技術者、熟練工、半熟練工を対象に生産の過程において機械、工具、金型類の開発、試作の設計から製作に至るまで一貫して訓練することとなつた。

現在、センターの建物は一部を残し、主要部門は既に完成した。又日本側要員については42年8月より11月まで数回にわたつて11名を派遣した。また、44年2月メッキ要員を派遣の予定である。

訓練は、43年1月から一部設計部門において開始し、44年1月現在、設計、機械・工具製作、生産管理、熱処理等の各部門で訓練を行なつている。なお、このほか、外部から短時間訓練生を受入れ、数コースの訓練を実施している。

原型生産としては、各種金型、卓上ボール盤、旋盤の製作をすゝめている。

供与機材については、3,000万円の予算で拡充材料の購入輸送業務を実施中である。

10. メキシコ電気通信技術訓練センター

メキシコ政府は昭和43年度オリンピック開催決定を契機として、国土開発6カ年計画を策定し、その一環として電気通信関係全般の設備の近代化を強力に推進している。

このため急速に進められている諸施設の拡充に対応する技術者の不足がかなり深刻化したため同国電気通信運輸省(SCT)の所管する電気通信学園の拡充強化を計画した。その実施にあたり同国はマイクロ通信網建設

計画に採用したことも関連して昭和39年5月、日本政府に対し技術援助を要請してきたのでわが国は同年11月以来中南米技術協力計画により同学園に専門家を派遣し協力を続けてきた。

その後40年に至り、さらに再三にわたり同学園における訓練コースの増設およびこれに伴う教官の派遣並びに実習機材の供与を要請してきた。

よつてわが国はセンター設置の方針をきめ41年6月、5名の実施調査団を派遣し、メキシコ側との話し合いを行なうとともに、現地調査を行なつた。この結果、本センターではエンジニアの養成をはかり、メキシコの電気通信技術の発展に寄与すべく、コースとしてマイクロウエーブ訓練コース、電信自動交換訓練コース、無線通信訓練コース、搬送訓練コース、電話網設計訓練コースの5コースを開設することとなつた。

本センター設置のための協定は42年7月25日同公文が取交され、即日効力を発生した。これに基づき日本側は8名の要員で協力することとし、42年8月末に赴任した。

機材については、マイクロウエーブを中心として41年度3,000万円、42年度5,000万円を併せ、8,000万円の予算で購入業務を実施し、43年3月末に輸送業務を完了した。43年6月中旬全機材がセンターに搬入された。

なお、開所式は42年12月5日挙行されセンター運営は軌道にのつた。

供与機材センター到着後直ちに現地にて据付準備にとりかかり、資材を準備した。我が国からは9月～12月にかけて据付専門家2名を中南米技術協力計画により派遣し、要員、カウンターパートの助力を得て12月上旬機材据付を完了した。

訓練は要員赴任以来実施していたが、訓練用機材が不備のため座学中心はまぬがれなかつた。しかし、機材到着後は理論と実習が同時に行なえる体制となりメキシコ側より高く評価されている。1968年のメキシコオリンピック開催にあつては、メキシコ通信運輸省からの要請により、オ

オリンピック用マイクロエープ網保守者訓練、テレビセンター要員訓練を実施した。
現在、電話、搬送コース、電気通信一般コース、レーダーコースが開かれている。

B 引き継ぎセンター

1. タイ道路建設技術訓練センター

現在、タイ国における支線道路 (Feeder road) の開発はきわめて遅れており、これが同国の経済開発に大きな障害となつている。このため、タイ国政府はその行政機構を改革して各地にパイロット・プールを設立し、道路建設を促進することとなり、東北部についてはオーストラリアの援助によりコンケンのパイロット・プールを設置したが、ついで南部についても、パイロット・プール設置のためわが国の援助を強く要請してきた。この要請についてわが国で検討した結果、南タイの支線道路の経済的価値およびわが国の建設技術および機械への認識の改善に役立つこと等の見地から積極的な態度をもつて臨むこととし、昭和38年9月に予備調査団を派遣した結果、39年度に道路建設技術訓練センター設置の予算を計上した。この決定にもとづき、さらに39年5月下旬実施調査団を派遣し、バンコック南方約700軒のソクラ市にセンターを設置することに決定、同年11月6日正式に協定が調印された。

本センターの目的は、道路の設計、建設、維持ならびに道路建設に利用される機械の操作につき、タイ国人技術者に訓練と指導を与えることにあるが、これをサムロン・ナタウイー間約52軒の道路を利用、訓練過程において道路の建設が行なわれる点に特色がある。このため本センターでは、建設機械の運転とその修理、整備に關する訓練を各々のコースに分けて行ない、高等学校卒業程度の訓練生に対して、各種建設機械を運転し、実際の道路建設にその技量を十分活用しうる技術者につくりあげるとともに、これら機械の基礎的理論と実際に習熟した人材を養成することを主眼としている。

本センターに対するわが国よりの供与機材は、当初は11,673万円であつたが39年度に3,500万円および40年度5,000万円42年度9,000万円の追加予算を計上し、ブルドーザー、モーターグレーダー、ロードスタビライザー、パワーショベル、ダンプトラック等総額29,143万円に達している。他方要員も理事長以下10名の専門家が

40年2月に赴任し、40年4月16日にはタノム首相以下、日・タイ両国関係者多数出席のもとに開所式が挙行され、本センターの業務が開始された。

本センターは、実際に道路を建設しながら訓練を実施している関係上、組織的訓練の実施は種々の困難を伴うが、訓練を施したものは開所以来、重機オペレーター67名、フィッター67名、ダンプトラック運転手50名である。

本センターの設置後、世銀借款による道路建設の入札に初めて日本業者が参加し、これを落札したほか、西ドイツの借款による鉄道建設にも日本業者が落札しており、その他同国に設置されるニュージーランドの援助による道路建設センターの機械の入札にも、日本の業者の参加が認められる等、わが国建設機械および建設業者の進出に明るい前途が期待される。

協定に基づく本センターの道路建設はラテライト舗装を目的とし予定区間の70%を完了したが、その後タイ側はアスファルト舗装を強く希望し、結局タイ側の責任で実施することに計画を変更し日本側も協力する事になった。

しかし、このアスファルト舗装についてのタイ側の体制は一向に進捗せず、これが本センターの訓練及び道路建設に大きな障害となっており、このためタイ側はアスファルト舗装についてわが国の援助を強く要請してきたので42年度予算で、アスファルト舗装関係機材及び既供与機材の整備用部品を追加供与することとなり9,000万円の予算を計上し、本年3月末までに購送業務を完了した。これによつて本センターの機材は一応完備、この供与機材によつて当初予定された道路建設、サムロン・ナタウィー間約52kmの本線工事はジャナ・クワンミードに至る追加二路線を除きこの10月末に全て完了し11月14日に日・タイ高官の列席のもとに開通式を盛大に行なつた。

一方タイ側は42年8月日本側要員10名の任期を協定満了時(要員の

役務供与期間は43年4月15日、協定満了日(11月15日)まで延長してほしい旨要請越すとともに、又協定満了後タイ側に供与機材を良好な状態で引渡すには相当量の調整、整備の仕事が残ることが予測されるので、4月15日以降については現要員10名のうち3名は4月に帰国させ交替要員として本年3月に機材2名土木1名をコロンプランによる専門家として任期10年で派遣し残りの7名については1名(調整員7月に帰国)を除き11月22日に帰国した。

2. 東パキスタン農業機械化訓練センター

昭和33年1月戸刈東大教授一行による調査の結果、始めて農業センター設置の構想が取上げられたが、その後パキスタン政府からセンター設置の強い要請があつた。よつて34年7月実施調査団を派遣し、調査した結果、東パキスタンのタツカに農業訓練センターを設置することに決定、35年7月に協定が正式に調印された。

この協定により、日本側より総額3,639万円におよぶ農機具、修理用工作機械、実験用器具、気象観測用器具、圃場測量器具等を無償供与するとともに、理事長以下6名の技術専門家を派遣し、35年9月その開所式が行なわれた。

本センターは、各地区の農業普及官に実施訓練による再教育を施し、これら普及官を通じて現地農民に日本式農業技術を普及すると同時に、

パキスタンにおいて、農業の改良を目的とする研究および実験を行なうものである。

その訓練は1年を2期とし、1期約40名により行ない、水稻栽培を中心に、土壌肥料、作物栽培、農器具、病虫害の各部門で充足したが、昭和37年度に園芸部門を増設し、専門家1名を派遣するとともに、所要機材436万円を購送、追加供与した。

本センターの当初の協定期限は38年7月であつたが、パキスタン側の要請をいれてこれを2年延長し、40年7月29日をもつて協定にもとづく協力期間を終了した。これに伴い、7名のセンター要員はそれぞれ任期を終了帰国したが、閉所以来5年間で9期の訓練を終了し、総訓練終了者の数は合計318名に達し、これらの人々はそれぞれ所属の地区に戻つて習得した技術の指導普及につとめている。一方パキスタン側は、わが国の協力期間後については本センターを農業機械化訓練センターに改組し、引き続き運営していくこととなり、日本側の協力の継続を要請してきたので、日本側ではチーフアドバイザー、稲作、農機具、栽培および園芸の各部門の専門家4名を40年11月コロンボ計画により2カ年の任期で派遣した。

本農業機械化訓練センターの目的は、今後東パキスタンにおける農業機械化の進行に伴い、必要となる農業機械技術者の養成をはかる事にあり、U・A・A（農業普及員）ならびに農村青年を対象として3ヶ月間のコースで訓練を行い、42年11月、4名の専門家が帰国するまで第7期計249名の訓練を行ない訓練終了者はそれぞれ各分野で活躍している。

なお、パキスタン政府は引き続き各分野の専門家の派遣を要請してきたが、同センターが第二首都内に入り、近く立のかざるを得ぬ事情を種々検討した結果、我が国は一応暫らくは協力を農機具関係等にしばらく本年7月2名の専門家を任期2カ年で派遣し引き続き協力を行なつている。

3. タイ電気通信訓練センター

昭和34年8月に実施調査団を派遣し、タイ側との交渉と調査を行なった結果、バンコック北郊12 Km のノンブリに技術訓練センターを設置することに決定し、翌昭和35年8月24日に協定が正式調印された。この協定にもとづき、わが国より電話交換関係機器等総額6,832万円におよぶ機材を無償供与するとともに、技術指導要員として理事長以下7名を派遣して36年2月に本センターの開設をみた。

本センターの訓練は、電気通信施設の設置、操作および保守の分野でタイ人研修員の養成を目的とし、タイ国電気通信関係機関よりの委託生および一般よりの公募生を対象として、電話交換、放送電話、マイクロエープ、電信無線通信、テレビ放送、ラジオ放送の部門について訓練を行なっている。その訓練コースは、初級電気通信技術者の養成のための普通科と既成技術者のレベルアップのための専修科に分かれている。普通科は、当初1年コースとして訓練を始めたが、その後タイ側の要請により昭和38年に制度を改め Technical Institute に準ずるものとして、3カ年コースとして再出発した。また、専修科は当初1期3カ月コースとして実施したが、昭和39年より専門知識をさらに高匿ならしめるため、1期4カ月コースとして実施している。なお、この間、昭和37年度拡充強化のため998万円の追加機材の購送補充を行なった。

本センターは、昭和38年8月をもつて当初の協定期間を終了したが、タイ側の要請により、協定を2カ年間延長するとともに、ラジオ、テレビ放送部門を増設して、2,644万円にのぼる機材を供与し、併せて専門家2名を追加派遣した。一方タイ政府も、このわが国の協力に対応して、センターの敷地内に新たに鉄筋コンクリート3階建ての施設を昭和39年に建築した。

本センターは、40年8月をもつて協定期限を終了したが、タイ側の引き継ぎ体制が整わず、このためタイ側の要請に応じて協定終了後も引き継ぎ

協力を継続することとなり、40年7月にコロombo計画により、専門家6名を派遣し、また新校舎完成に伴う施設の移送工事のため、据付技術者2名をコロombo計画により41年3月に派遣した。

本センターは、現在引続き6名の専門家の指導のもとに順調に運営され、タイ側要員も自ら強化する一方、わが国での長期研修者もすでに配置されて次第に充実しつつある。

本センターは、開所以来昭和43年3月まで7年余を経過し、この間、普通科では3年コース第3期の訓練を終了して、開所以来の訓練生の合計は、181名の多きを越え、3カ年コースになつてからの卒業生の就職状況は、タイ電話公社、郵電庁、国鉄、タイTV等毎年100%の就職率をあげており、電話公社の場合その合格率は他の倍以上に、しかも成績の上位をしめている等、本センターの成果は應々高まりつつある。また専修科の訓練終了者の数は361名にのぼっている。

なお、タイ側では、同国の電気通信技術者の需要の増加と、これまでの本センターの著しい成果に鑑み、本センターの訓練期間を2年延長して5年制に改め、名実ともに電気通信大学に昇格せしめることとなつた。これによつて本センターは、これ迄の中堅技術と併せて高級技術者の養成も行うこととなり、タイ国電気通信界の幹部養成の機関として本センターの今後の成果が大いに期待されている。

4. セイロン漁業訓練センター

セイロンは、漁業の発達が前時代的であるため、同国の消費水産物の過半を輸入に依存している実情である。このため、わが国は、昭和33年水産調査団が水産振興10カ年計画について勧告書を提出した経緯もあり、漁業に関する技術訓練センターの設置を提案したところ、セイロン側もこれに強い賛意を示したので、35年2月実施調査団を派遣し、コロombo北方約30 Kmのネガン市に漁業訓練センターを設置することに決定、36年3月協定が正式に調印された。

本センターに対してわが国よりは、総額2,932万円におよぶ漁業実習

用機材、実習船一隻、底曳船型実習船装備一式、機関実習用機材、教材等
を無償供与するとともに、理事長以下8名の技術専門家を派遣し、昭和37
年10月仮開所し、訓練を開始した。なおわが国では開所後も昭和38年
度に240万円、および昭和40年度に80万円の機材を追加供与し、セ
ンターの強化を行なった。

本センターの訓練は漁撈科およびおよび機関科の二部門に分れ、漁撈科
は新漁具、漁法および機械化船の取扱、操縦法の訓練教育を6カ月1期
のコースで実施し、機関科では漁船用機関の取扱および軽易な故障の修
理技術の訓練教育をセイロンの漁民および漁民の指導者を対象として、1
年1期のコースで行なっている。

なお、セイロン政府は将来、漁業の重点を沿岸漁業から沖合漁業に移し
たい方針であるが、漁船建造能力等より、急速な漁業政策の転換は考えら
れぬことであり、他方、現在沿岸漁業に従事する多数の漁民に対する技術
の普及は今後とも欠かし得ぬことであるので、本センターとしてこれまで
での訓練機構をそのまま残し、沿岸漁業を主体とする訓練を継続している。

本センターは、40年9月19日をもつて協定にもとづく協力期間を終
了し、その運営はセイロン側に引き継がれることとなつたが、セイロン側の
体制が整わず、引続きわが国の協力を要請してきたので、コロンボ計画に
より漁撈科2名、機関科1名の専門家を昭和40年10月に派遣し、協力
を行なった。

現在まで漁撈科第10期生、機関科第5期生の訓練を実施中であり、こ
れまでの訓練修了者は漁撈科143名、機関科39名、計182名にのぼ
っている。

なお、本年9月O.P.専門家の任期終了後のセンター運営体制について
セ側と協議した結果、セ側の職員もわが国での研修等により養成され引き継
ぎ体制が一応整つたと判断されるに至つたので専門家の任期終了とともに、
セ側に完全に引き継ぎを行ない、日本人専門家は帰国した。

よつて7月以降はセ側のみ政府漁業局の訓練機関として自主的運営さ
れている。

5. イラン小規模工業技術訓練センター

わが国はイランに対し、33年12月に経済および技術協力協定を締結
した経緯もあり、同国に小規模工業センターを設置する方針を決め、イラ
ン政府と交渉したところ、35年5月イラン側より熟練工の養成を目的と
した機械およびプラスチック部門のセンターを要望してきた。よつて同年
6月調査団を派遣し、話し合いの結果、テヘラン近郊のカラジに設置するこ
とに決定、35年9月に協定が正式に調印された。

この協定により、日本側はこれまで総額5,855万円におよぶ木型、鋳造、

鍛造，溶接機械，プラスチック等の機械を無償供与するとともに，理事長以下8名の技術専門家を派遣し，かつイラン側助教7名の呼寄せ研修を行ない，昭和37年10月開所式を挙行政した。

本センターは，機械およびプラスチック部門における職工，技術者の实际的，理論的訓練を実施するとともに，イランでの実施可能な工業技術の改良のための研究，実験を行なうもので，訓練期間は1年を1期とし，小学校卒業または，これと同等以上の学力を有する者を対象としている。

その訓練内容は，機械部門は機械，仕上，組立，板金，溶接，鋳造，鍛造および木型に分れ，プラスチック部門は成型，配管に分れている。この訓練生は一般より公募しており，その学歴は小学校卒業から高卒者までの広きにわたり訓練生は40年9月をもつて3期を終了し，合計181名の卒業者を送り出している。

本センターの当初の協定協力期間は38年9月をもつて終了したが，イラン側の要請により協力期間を2年延長した。これによつて，本センターは，40年9月をもつて協力期間を終了し，その運営はイラン側に引き継がれることとなつたが，その運営体制が整わず，このためイラン側より要請があつて引続き協力することとなり，4名の専門家を中近東，アフリカ技術協力計画により本センターのアドバイザーとして昭和41年1月に派遣し，現在活躍中である。

6. アフガニスタン小規模工業訓練センター

35年3月，アフガニスタン政府の要請によつて中小企業の調査団が派遣され，その振興策を調査した結果，自転車組立等9業種の開発を勧告した。その後ア側は工業技術の実施訓練を主とする工業技術センターの設置を要望してきたので，同年9月再び調査団を派遣し，調査，打合せの結果，同国政府が新工業地帯として予定したカブール市郊外1.2 Kmのポリチャヒに自転車，ガラス，プラスチックの3部門を有する小規模

工業訓練センターを設置することを決定、36年3月協定が調印された。

この協定により、わが国は当初予算と40年度の追加機材予算を合せて、総額7,400万円におよぶ自転車、ガラス、プラスチック、電気設備等は無償供与するとともに、理事長以下8名の要員を3年余にわたって派遣した。

本センターは、英来アフガニスタン工業の基礎となる技術者の養成を行なうものである。自転車部門では部品はフレーム、前ホークのみを製造し、他の部品は輸入品を使用して完成車の組立技術を指導するものであり、ガラス部門では、原料の調合、溶解、ビン、皿、小鉢等の家庭用ガラス製品の製造技術を、またプラスチック部門では、3オンス程度の小型の家庭用品類の射出成型とパイプの押出成型技術を指導するものである。

センター要員は、37年5月～8月にかけて赴任したが、現地側の準備が当初の予想に反して遅れたために、38年8月に至って漸く開所の運びとなった。当初の計画では、本センターの養成する技術者は、政府がその中小企業振興計画にもとづき、設置を予定していた各工場の中堅技術者になる筈であつたが、この計画は進捗せず、また同国にはほかにこの種企業が存在しないため、訓練生の就職先がないところから、遂次技術訓練に並行して生産活動を行なつてきた。したがって訓練生は当初入所した50名が殆んどそのままセンターにとどまつて訓練を受け、また各製品を製造して現在に至っている。

3部門のうち、自転車部門は訓練生の技術水準、訓練効果ともに最も高く、約1,000台の自転車を組立て、その約80%は販売され、同国で初めての国産車として大きな反響を呼んだ。また、ガラス部門では、灰皿、コップ等現地人の需要に合致する金型をセンターで製作し、これによつて製造作業を行なつており、また原料の大部分が国内で産出されることも判明した。プラスチック部門は原料の供給難等の困難があつた

が、遂次アフガニスタン側で原料を輸入するようになった。

本センターの生産体制が徐々に整備されるに従い、販売面の強化が必要とされ、40年4月カブール市の中心街にセンター製品の直売所が設けられ、これまで自転車を中心として1,000万円を越す販売高をあげている。

本センターの協定は、1年半延長して40年9月終了し、アフガニスタン側に引渡されたが、まだ技術水準も低く、独立でセンターを運営する力がないので従来の8名の要員に替えて4名の Technical Advisor をコロボ計画によつて派遣し、訓練指導を続け、これらの専門家は42年10月にその任期を終え、センターの運営を完全にアフガニスタン側に引き継ぎ全員帰国した。

7. インド水産加工技術訓練センター

昭和35年3月インドより農薬次官補、マイソール州漁業局長等よりなる漁業調査団が来日し、インド国内における漁業活動の発展、普及および食生活の改善等の見地から、水産物加工についての技術援助の要請があつた。わが国は、この要請を検討した結果、冷凍フイツシノーサージおよび缶詰製造を含む水産加工に関する技術者の訓練、養成について協力を行なうことになり、36年1月調査団を派遣して、現地調査ならびにインド側と協議をした結果、マイソール州マンガロール市に、水産加工に関する技術訓練センターを設置することに決まり、37年3月協定が正式に調印された。

この協定にもとづいて、わが国は総額4,999万円に及ぶ缶詰関係機械、冷凍関係機械器具、フイツシノーサージ関係機械、製造実習用資材等の機材を無償供与するとともに、昭和37年12月に技術指導要員として理事長以下7名の技術専門家を派遣し、併せてインド側助手等5名の日本への呼寄せ研修を行なつた。本センターは、インド側の提供する建物の建設が偶々中・印国境紛争にあつて遅延したが、関係者の努力

によつて昭和38年7月第1期生の訓練を開始した。

本センターはインド国内における水産加工の幹部技術者養成を目的とするもので、このため訓練については多数科目の皮相的な訓練を避けて少数科目の製造加工方法の習熟を主眼とし、水産製造加工理論を教えるとともに、缶詰、冷凍、フィッシュソーセージの各部門について機材設備の構造、取扱い、組立、分解および製造加工実習の訓練を行なっている。

訓練期間は1期1年で、訓練生は原則として大学卒業者を対象とし、インド全州より公募による多数の応募者から選考し、1期30名の訓練を行なっている。現在第6期の訓練生30名の訓練を行なっているが、すでに終了した第1期より第5期までの訓練は順調な経過を経て大きな訓練効果をあげ、これらの卒業生、計127名は全員就職が決定し、その就職先は、政府の水産局や水産研究所から民間水産企業まで広範囲にわたり、その活躍が大いに期待されている。

本センターの当初の協定は40年3月をもつて終了したが、本センターの効果をインド側は高く評価し、その延長を強く要請してきたので、わが国としてもインド側の希望を入れ、さらに協定期間を42年6月まで2年3カ月延長した。この協定延長に伴い、製氷部門等に対して拡充強化のため、40年度には1,300万円におよぶ追加機材の購送を行ない、水産加工にとって最も重要な要件である氷を使用した魚類の鮮度維持等についても訓練してゆくことが可能になった。一方協定終了後センターを相手国側へ円滑に引き継ぎするため、41年6月より本センター卒業生の日本での研修を行ない、インド側職員の養成を図っている。なお、42年6月30日をもつて協定期間が満了したが、インド側は引続き本センターに対するわが国の協力を要請してきたので日本側としては、センター要員引揚後も、C.P.により4名の専門家を2カ年の任期で派遣し協力を継続中である。

8. カンボディア農業技術センター

カンボディア王国の対日賠償請求権放棄により、わが国は、総額15億円の経済および技術援助を行なうこととなり、昭和34年3月、農業、畜産および医療の3センターを建設し、その運営に必要な専門家の派遣および物資の提供を含む日本・カンボディア経済技術協力協定が締結された。本センターは、本協定にもとづく協力の一環として、カンボディア王国の農業技術の研究および普及を行ない、もつて農産物の増産に寄与することを目的とし、その主な事業として稲作および畑作物の生産技術に関する研究、調査、農機具の利用に関する研究および調査、技術者の養成、農民の訓練等を実施するものである。専門家の派遣および物資の調査業務は、旧アジア協会がカンボディア政府との契約により昭和35年12月以降9名の専門家の派遣を実施、さらに36年3月に物資の調達を実施した。しかしカンボディア政府と建設業者間の施設施工契約が大幅に遅延し、その完成が相当期間を要する情勢に至つたので、派遣専門家は昭和37年7月に全員が帰国した。以後、本業務は海外技術協力事業団に引き継がれセンターの施設完成に伴い、39年4月カンボディア政府と6,027万円の物資調達契約を締結し、専門家の役務提供契約も同年5月締結、物資調達および専門家10名の派遣を実施した。

本センターは、当初の事業対象を稲作の多収栽培を目標とする試験におき、日本の稲作技術を最大限に活用し、かんがい排水施設の整備に力を注ぎ、また乾期の水田利用にも水利条件の許す範囲で実施した。その結果ヘクタール当り4~5トンの収量をえた。その他カンボディアの水稻の低位生産性の解明と増収法に試験研究を絞り、その結果、低収原因は粗放な栽培、すなわち無除草、病害虫の無防除、土壤の不良、無施肥等によるがその最大の問題は品種にあることがほぼ解明された。

また技術者の養成については、特定のコースを設けず、日常の勤務を通

じカ側カウンターパートに技術指導を行ない、農民の技術訓練については、その直接指導をカンボディア人要員に任せ、日本人専門家は間接指導または教材提供の立場より参画した。協定による専門家の派遣期間は、昭和40年9月で終了したが、引続きコロンボ計画により専門家を派遣し協力が続いている。機材の購送については、40年度中に566万円の補充機材調達を実施したが、更に協定終了の41年7月迄に758万円の機材調達を実施した。

しかるに、協定終了後に於いてカンボディア国側でセンターの運営を引き継ぐ体制が整わぬところから協定終了後更にセンターの運営の強化と引き継ぎ準備体制の促進を図ることとなり、この方針に従い今後のセンター運営の具体的方針及びわが国の協定についてのカ国との打合せ及び現地調査のため41年6月実施調査団を派遣した。調査団の調査の結果に基づき本センターの今後の方針としては、その優れた研究設備体制と300haの圃場用地を使用し、これを採種圃場とする。このことは、現在カ国の米の生産上極めて大きな問題である雑多な多品種稲の栽培を、センターに於て、これら多品種のなかから優良品種を選抜しその生産と配布を目的とし今後のカンボディアの水稻品種をこの採種圃場で生産された多収優良品種におきかえて行こうとするものである。しかしセンター圃場用地はその大半が未整備であるため、今後3カ年で整備する計画で、その具体化を計ることとなった。

協定終了後カ国と更に検討を重ねた結果「日・カ経済協力協定に基づき設置されたセンターの運営に関する交換公文」が昭和41年9月30日ブノンペンに於て署名され10月1日その効力が発生した。これに伴い41年度に拡充機材費約3,000万円を計上し、圃場整備計画の実施に必要な農業土木機械、農機具、肥料、農薬等を含む機材を供与した。

また、42年度には、センター整備拡充計画の第2年度実施にあたり農業協力費で2,000万円余の拡充機材費を計上し、必要機材を購送実施した。

43年度は、センター拡充計画の最終年度にあたり、計画施行に必要な機械供与を検討中である。

9. カンボディア畜産センター

本センターは、日本・カンボディア経済技術協力協定にもとづく協力の一環として、畜産技術の改善とその普及をはかり、もつて家畜の改良増産と畜産物の増産に寄与することを目的として設置された。専門家の派遣および物資の調達業務は、旧アジア協会がカンボディア政府との契約により、昭和35年12月以降6名の専門家を派遣、昭和36年3月物資の調達を実施した。しかし農業技術センターと同域、施設の完成がかなり遅れたため、派遣専門家は昭和37年7月全員が帰国した。以後海外技術協力事業団が本業務を引き継ぎ、センター施設の完成に伴い、昭和39年4月カンボディア政府と8,710万円の物資調達契約を締結し、また同年6月、役務提供契約により7名の専門家の派遣を実施した。

当初の事業対象としては、わが国より購送した種畜種禽を基礎として増殖し、これによつて改良を進める方法を採用した。乳牛の導入によつて酪農をおこし、乳製品の輸入をおさえることは、カンボディア政府当局の年来の熱望であり、センター開所式(4.7.)に際し、シヤヌーク首相の演説も畜産振興を強く訴えているところで、極めて不利な自然的条件の下で家畜家禽の増殖、その配布、乳製品の生産、産卵等に成果を挙げている。家畜家禽の保健衛生については、センターに於ける措置は勿論、伝染病、寄生虫病等は周辺地域の影響が大きいため、随時周辺農家を巡回し、調査、対策指導を実施している。

農民の技術訓練については、専門家は間接指導にとどまり、直接指導はカ剛要員がその任に当っている。また一般農民の畜産に関する知識の向上についても、カンボディアに於ける普及組織を通じ積極的に協力し、一方センター内に於ける展示等により大きな効果を挙げている。協定にもとづく派遣専門家の派遣期間は40年10月で終了したが、引続きコロンボ計

画により専門家を派遣し、協力を続けている。機材の購送に関しては、40年度中に231万円の補充機材調達を実施、更に協定終了の41年7月までに418万円の機材調達を実施した。

本センターに関しても農業技術センターと同様、調査団の調査結果によりカンボディア国側の引き継ぎ体制促進をはかるため、協定終了後のセンターの基本方針として、カ国の重点施策の一つである酪農の振興特に牛乳の生産と販売及び種畜の配布等を重視しそのパイロットセンターとしてのカ側の寄せる期待に応えるため乳牛部門を充実すべく乳牛生産計画を本格的に拡充強化することになった。従来本センターは調査研究及び技術指導に重点がおかれていたため生産体制は全く考慮されていなかったため今後は省力飼養管理を採用し、これに要する放牧柵及び避難舎の建設、基礎雌牛の充実等を計り、契来飼養可能頭数である100頭迄増殖することとなった。

このため41年度は同センター拡充のための予算2,000万円弱を計上、乳牛及び放牧柵、避難舎等を含む機材を供与した。また42年度には、農業センターと同様農業協力費で拡充機材費2,000万円余を計上し、第2年度計画実施に要する機材を供与した。

43年度はセンター拡充計画の最終年度にあたり計画遂行に必要な機材供与を検討中である。

(3) 開 発 調 査

昭和43年度実施表

昭和43年12月31日 現在

国名	調査団名	人員	調査期間	調査内容	経費(千円)
インドネシア	紙パルプ工業開発拡充計画調査	3	4 3. 1 0. 2 4 ~ 4 3. 1 1. 2 2	ゴア、シャンタル工場等の既存の製紙工場を含めて今後のインドネシア製紙工業の開発拡充の可能性について、技術、経済、経営及び行政面から実地調査しフィジビリティレポートを作成する。	3,165 (通)
	電気事業開発拡充基地計画基礎調査	5	4 3. 1 2. 1 4 ~ 4 4. 3. 2 3	電気事業の再建基本計画の作成のため、諸問題を調査、検討し、当面の短期計画を作成する。	9,055 (通)
ラオス	ヴィエンチャン空港拡張計画調査	11	4 3. 1 1. 1 0. ~ 4 4. 2. 1 0	昨年2月に実施した滑走路延長調査に基づき、その詳細設計を行い、国際工事請負入札に附する事のできる設計図、工事仕様及び設計報告書等を作成する。	24,600
タイ	ノンカイ/ヴィエンチャン間架橋計画調査	6	4 3. 4. 1 1. ~ 4 3. 7. 6	メコン河本流に道路、鉄道併用橋を建設して、アジアハイウェイ12号線のノンカイ(タイ側)とヴィエンチャン(ラオス側)間を連絡し、あわせて、ゴンコク、ノンカイ間の既設鉄道をヴィエンチャンまで延長する計画について、その建設への可能性を検討する。	385,505 (外)
	チャオピア河架橋計画調査	11	4 3. 7. 1 4 ~ 4 3. 1 2. 2 4	バンコク-トンプリ両都市間を結ぶ交通網整備のためチャオピア河上に架橋計画を策定し、第一橋として、Tha Chang Wangnah地点に予定し、その架橋計画調査の実施設計をわが国に要請してきた。	39,758 (外)
韓国	ナムサイヤ電源開発計画調査	1	4 3. 1 0. 2 0 ~ 4 3. 1 1. 3	昨年10月15日より本年3月13日まで調査を実施した調査報告書を提出、説明のため。	354 (通)
	農業用水資源開発計画調査	6	4 3. 1 1. 2 5 ~ 4 3. 1 2. 2 4	全天候農業用水資源開発計画の経済的、技術的妥当性検討及び旱害対策樹立のための予備調査、それに伴う基礎資料の収集と調査方針の決定。	3,381 (外)
中華民国	西海岸河川改修計画調査	1	4 3. 6. 2 4 ~ 4 3. 7. 8	42年度に派遣した調査団の報告書の説明	427,000 (外)
	沿海鉱物資源調査	9	4 3. 6. 2 0 ~ 4 3. 8. 1 1	台湾西部地域の北部、中部および南部の各地域において延長約160kmにおよぶ観測線の屈折法地震調査を実施し、国内において、観測結果の資料解析を行い、報告書を作成する。	18,778 (通)
	新港建設計画調査	12	4 3. 8. 1 9 ~ 4 4. 2. 8	同国唯一の外貿商港としての既存する基隆港は飽和状態にあり拡張の余地は余りない状態である。そのため、北部又は中部に新しい外貿商港を開発する必要があり、候補地として、淡水、梧棲、蘇澳があげられている。本調査団はその三候補地点につき、台湾全土の総合開発計画の観点から比較検討し、地点を選定しようとするものである。	12,835 (外)
インドネシア	東南アジア6カ国鉄鋼業開発拡充調査	8	4 3. 6. 1 9 ~ 4 3. 7. 1 1	東南アジア6カ国(台湾、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ)からECAFEB(AIDC)を通じ、要請のあつた東南アジア6カ国に調和のとれた鉄鋼業を建設するための、フィジビリティ調査を実施する。第1班は台湾、フィリピン、インドネシアを調査対象地域とする。	12,651 (通)
	メコン河サンポール地点開発計画調査	5	4 3. 6. 3 0 ~ 4 3. 7. 2 0	メコン委員会舟航セミナー出席。サンポール計画報告草案検討打合せ。	1,644 (外)

センター名	協力期間 (自～至)(昭和)	業務内容	要員数	機材費及び 主要供与機材名	業務実施状況		訓練生数	
					国内業務	現地状況	卒業生	現定員
日・カ友好農業 技術センター	(経済技術協力協定) (自)34.7.6 (至)41.7.5 (交換公文) (自)41.10.1 (至)44.9.30	稲の品質改良及び栽培技術の改良 農業技術の普及、農民の訓練、栽 培の機械化	(4) (C.P 専門家)	(経済協力協定) 39年度 60,270千円 40年度 5,650千円 41年度 7,579千円 (書簡交換に基く協定) 41年度 30,100千円 42年度 21,509千円 トラクター、ブルドーザーを 含む車輛、大小農機具、調査 実験器具、肥料農薬等	42年度センター拡充機材業務 実施。 43年度センター拡充機材購送 準備業務実施。 協力期間終了後の今後の方針お よび、現地調査団派遣につき検 討中。	施設、圃場の整備、農機具の展示、実演。 試験研究。		
日・カ友好畜産 センター	(経済技術協力協定) (自)34.7.6 (至)41.7.5 (交換公文) (自)41.10.1 (至)44.9.30	種畜及び種禽の飼養管理及び繁殖 畜産物の処理利用改良。 家畜及び家禽の保健衛生の研究及 び調査。飼料の改善に関する研究。 農民の訓練。畜産に関する知識の 普及。	(6) (C.P 専門家)	(経済協力協定) 39年度 87,100千円 40年度 2,307千円 41年度 4,184千円 (書簡交換に基く協定) 41年度 19,900千円 42年度 27,991千円 車輛及びトラクター、飼養管 理機械器具、調査試験器具、 家畜飼料用種子。	42年度センター機材購送実施。 43年度センター拡充機材購送 準備業務実施。 協力期間終了後の今後の方針お よび、現地調査団派遣につき検 討中。	施設等の整備、種畜及び種禽の飼養管理及 び繁殖、飼料の生産、畜産物の利用処理。		
日・カ友好医療 センター	(経済技術協力協定) (自)34.7.6 (至)41.7.5 (交換公文) (自)41.10.1 (至)44.9.30	診断及び治療、衛生思想の普及、 実験及び研究等。	(3) (C.P 専門家)	39年度 22,939千円 レントゲン自動車、レントゲ ン装置、診断、治療用器具、 手術用機械器具、調査研究用 器具、薬品、衛生資材 40年度 1,110千円 薬品、手術器具 昭和41年度27,476千円 病床棟増築資材、レントゲン 関係器具、薬品 昭和42年度42,842千円 病床棟増築資材、内科用機材、 検査用機材、レントゲン資材、 薬品	日・カ協力協定に基く派遣専門 家の任期終了後、コロombo計画 による専門家を現在3名派遣。 追加機材の購送。	診療及び結核対策の普及。		
アフガニスタン 小規模工業訓練 センター	(自)36.3.15 (至)40.9.14 (協定)40.10.24 42.10 (CP)	自転車組立、ガラス製品 プラスチック成形の3部門の技術 指導訓練		7,388千円 拡充費 6,500千円 自転車組立機械、ガラス炉材 等	42年10月23日をもって全面的にアフガニスタン側に引き継いだ。			
セイロン漁業訓 練センター	(自)36.3.20 (至)40.9.19 (協定)40.11.11 (CP)	漁撈科 機関科		29,310千円 拡充費 22,400千円 漁船、漁群探知機 ウインチローラー等	42年9月12日をもって全面的にセイロン側に引き継いだ。			

センター名	協力期間 (自～至)(昭和)	業務内容	要員数	機材費及び 主要供与機材名	業務実施状況		訓練生数	
					国内業務	現地状況	卒業生	現定員
インド水産加工 技術訓練センター	(協定) (自)37.3.31 (至)42.6.30 (C.P) 42.7.1 44.6.30	水産加工理論全般、缶詰、冷凍、 フィッシュソーセージ、機材設備 の構造、取扱い組立て分解等訓練	(4) (C.P)	62,171千円 40年度拡充費13,000千円 缶詰、冷凍等の機械設備その他	携行機材購送業務完了。 43年度携行機材購送準備業務 実施中	第4期まで合計107名の卒業生を出した。 卒業生は水産研究所や民間企業へ就職し、 活躍している。現在第5期訓練生(29名) 訓練。	107	30
タイ電気通信訓 練センター	(協定) (自)35.8.24 (至)40.8.23 (C.P) 40.8.24 42.8.23	電気通信施設の設置、操作及び保 守の各分野においてタイ研修員の 訓練。 下級、中級技術者の養成及び既成 技術者水準引上げ。	(11) (C.P 専門家)	10,473千円 電話交換関係機器、電信関係 機器等。ラジオ及びテレビ放 送関係機器。 42年度携行機材2,826千円	補充機材購送準備実施中。	3年コース第4期訓練終了 -専修科-	181 361	99
東パキスタン農 業訓練センター	(協定) (自)35.7.30 (至)40.7.29 (C.P) 41.1.29 43.1.28	当初稲作、園芸について、理論及 び実施訓練を、地区農業普及員に 対して行なつた。 現在農業機械に対する技術者の養 成、政府職員及び農家の子弟の訓 練。	(4) (C.P 専門家)	40,747千円 トラクター、耕耘機、脱穀機、 撒粉機、土壌肥料等の実験器 具、その他	42.1.0.11CP専門家任期終 了で帰国。 総合報告書作成。 交替専門家2名、語学、技術研 修実施中 7月中旬派遣	町村普及員等を対象として耕耘機等の指導。 43.9.7より第12回訓練開始 総計40名 内訳 V.A.A 5名 農家子弟 35名	289	40
イラン小規模工 業技術訓練セン ター	(協定) (自)35.9.12 (至)40.9.11 (C.P) 41.1.29 43.1.28	機械、仕上げ組立、板金、溶接 (アーク、アルゴン、ガス) 鋳造、鍛造、木型、プラスチック 成型、プラスチック管の各部門	(3) (中近東 専門家)	64,849千円	現在中近東計画による引き継ぎ 要員3名派遣 総合報告書作成。	協力期間終了後引き続き中近東・アフリカ計 画により3名の専門家を派遣し、技術向上 を目的とした再訓練を行なつている。	142	56
タイウイルス研 究センター	(協定) (自)36.1.25 (至)41.5.24 (C.P) 41.5	疫学調査、ウイルス性疾患の診断、 診断用ウイルス抗原の製造、ウイ ルス株の保存、ウイルス性ワクチ ンの製造及び検定に関する研究、 ウイルス性疾患の調査、検査技師 の養成訓練内容としてウイルス保 存、取縮法、動物実験法、血清反 応およびウイルス性ワクチンの製 造並びに検定法を教えている。	(4) (C.P 専門家)	68,872千円 電子顕微鏡、血清等研究設備 機器。 組織培養法研究設備機器、動 物実験設備機器、換気装置用 機器、野外作業車、視覚教育 機材。	追加機材購送業務 交替専門家派遣業務	37.9.6研究開始。 タイの防疫医学研究に寄与するとともに、 タイの研究者の養成ならびに研究機関等 に対して協力、研究及び指導を行なつている。 41.5からC.Pに切替。		

センター名	協力期間 (自～至)(昭和)	業務内容	要員数	機材費及び 主要供与機材名	業務実施状況		訓練生数	
					国内業務	現地状況	卒業生	現定員
タイ道路建設技術訓練センター	(自)3.9.1.1.1.6 (至)4.3.4.1.5	道路の設計, 建設, 維持並びに機械設備の操作についての訓練指導及び実習を兼ねてサムロンからナタウイに至る約52kmのフィーダーロードの建設工事を行なう。 43年10月中に52kmの全路線工事完了	9	201,681千円 通路抜開用機械 土木用機械及び車輛 道路保守用機械 雑機械器具及補修機械 土質試験用機器他 42年度拡充機材9,000千円	今後の運営について調査団派遣。 42年度拡充機材購送完了。 43年度補充機材購送準備業務実施中。	訓練は建設作業工程による実技訓練を中心に進められている。 43年11月まで引き続き協力予定。	138	30
フィリピン家内小規模工業技術開発センター	(自)4.1.9.2.9 (至)4.5.9.2.8	鍛造及び小型機械部品製造 窯業 繊維加工, 製織 竹細工, 藤細工 木工 経営及び調査	10	41年度 49,907千円 旋盤等, 鍛造用機械 窯業機械 ホットプレス等 木工, 竹細工, 機械 42年度追加機材7,384千円	繊維部門要員内定。 2月中旬派遣予定。	センター建物建設中, 機械搬入 据付準備中 44年開所予定。		
メキシコ電気通信技術訓練センター	(自)4.2.7.2.5 (至)4.6.7.2.4	マイクロウエーブ 電信自動交換 無線通信 搬送 電話網設計計画	8	42年度 80,000千円 電報自動中継交換装置 内航船舶無線電話装置 訓練用市内および市外 クロスバー交換機 6GC帯各種, 測定器 短波用無線送受機	据付技術者1名帰国, 交替要員1名派遣	3コース訓練実施中 機材据付工事完了に伴い点検実施中, 年間計画作成 訓練は日本人要員が全部実施するのではなく一部を担当している。	100	125
シンガポール原型・生産訓練センター	(自)4.1.10.1.5 (至)4.5.10.1.4	機械加工部門, 工具金型部門, 熱処理部門, 設計, 製図部門, 溶接部門, 鍛造部門, メッキ部門	11 (1) (C.P 専門家)	42年度 125,000千円 旋盤, 万能フライス盤等 工作機械類 電気炉, 設計製図器具 その他	拡充機材(30,000千円)の 購送業務実施中。 メッキ部門要員2月6日派遣予定。	訓練を開始し, 原型生産訓練の手はじめとして, 小型卓上ボール盤の製作を始め, また旋盤製作の準備中。 2月14日開所式開催予定。		100
ウガンダ工業技術訓練センター	(自)4.3.6.2.8 (至)4.7.6.2.7	機械部門 板金部門 溶接, 溶断部門 機械, 仕上部門 電気仕上並びに配線部門 自動車整備部門	10 (予定)	42年度 155,000千円 旋盤, 工作機械類	機材調達準備	協定調印 6月28日 日本側 卜部大使 ウガンダ側 オカエ企画経済開発相		
韓国工業技術訓練センター	(自)4.2.10.2.5 (至)4.6.10.2.4	機械仕上げ部門 板金, 溶接, 鍛造部門 鋳造部門 化学分析部門	4	42年度 7,600千円 旋盤等工作機械類 化学関係機器	追加機材供与につき検討中	43年10月30日開所		102

附表 海外技術協力センター状況

昭和43年12月31日 現在

センター名	協力期間 (自～至)(昭和)	業務内容	要員数	機材費及び 主要供与機材名	実務実施状況		訓練生数	
					国内業務	現地状況	卒業生	現定員
ブラジル繊維工業技術訓練センター	(自)37.3.28 (至)43.7.23 (延長)	混打綿 梳綿, コーマ, 練糸 粗紡, 精紡, 撚糸, 織布準備, 織布, 試験及び品質管理	3	79,987千円 紡織機等 追加拡充機材として 2,545千円 原綿試験機等	染色仕上げ加工部門新設のため 80,000千円の予算を43年 度計上。機材調達業務実施	40年7月仮開所式後、織布部門について 8月16日より4カ月間コースの訓練を実施。 第2期は6コースで41.3.2より4カ月参 加者50名。第3期41.8.16より4カ 月半にわたり34名の参加。第4期は42.2. 13より56名参加。うち1名病気のた め退所。第5期は28名の参加を えて42.12.22に終了。第6期は 42.6～43.6.20で33名を集めて 実施。第7期は43.8.5～43.12.0 で45名参加。	260	
ガーナ繊維訓練センター	(自)38.5.23 (至)45.5.22	綿織物の綿布, 染色及び仕上げ, 並びにタオルの製造分野における 訓練。	4	51,863千円 給湿及びボイラ設備機器 他6点並びに視聴覚機材。	繊維関係1要員12月20日赴任, 全交替要員赴任済。信田要員 任期延長に伴い一時帰国中, 渡航業務実施中。 補充機材購送準備中。	センター作業場は完成。 電気配線工事完成。水道排管工 事完成。 42.6第1期訓練終了。終了者は 全員ジュニアコースに編入, 8月5日より訓練開始 ジュニアコース第2期は10月 15日55名入所訓練中。	22 (ジュニア コース) 55 (ジュニア コース第2 期)	
インド農業普及センター (第1次) インド農業普及センター (第2次)	(自)43.3.5 (至)47.3.4 協定交渉中	農業普及員等の訓練実用試験 農業普及等の訓練, 実用試験	6 (8)	トラクター, 耕耘機, 動力脱穀機, 動力噴霧機等。 実験器具(予定)。 トラクター, 耕耘機, 動力脱穀機, 動力噴霧機実験機器等	43年7月6日要員派遣 機材入札準備中 実施計画書作成 実行予算作成 機材仕様書作成中 専門家人選オリエンテーション準備	普及訓練計画について州政府に 交渉のうえ、準備を行なっている。 12月よりの乾季作より、訓練開始の 予定。		
パキスタン電気通信研究センター	(自)38.1.1.6 (至)44.6.30 (延長)	電気通信(無線, 搬送, 電話機交換, 電信)に関し、同国に最も適する 方式の開発, 通信施設の品質を改良 して通信サービスを経済的に向上 させるための実用化研究, 技術 導入の指導等を行なう。	6	58,700千円 無線, 搬送, 交換電話機, 電信, 電源, 共通試験, 試作, 視聴覚 教育関係機材および車輛42年度 拡充機材PCM装置等35,000千円	補修機材(43年度)調達中	パキスタン側要員に対する指導 及び研究の成果も着々とあが っている。 機構, 人員を2倍に拡充する ことを計画中。 44年6月30日に協定終了。		40
ケニア小規模工業技術訓練センター	(自)39.7.30 (至)45.7.25	技術訓練コース 金属加工部門 電気機器組立修理部門 ミンシ織製部門, 木工部門 皮革加工部門, 機械組立修理部門 経営訓練コース 経営部門, 調査部門	11 (1) ()内数字は 中近東専門家	54,623千円 金属加工部門機械他5部門の 機材費及び視聴覚教材 42年度補修機材1,420千円	42.12～43.10に10名の要員 交替, 現地引き続き完了。 補修部品購送完了。 協定延長手続完了。 要員家族2名渡航手続中。 2,000万円の拡充機材供与に つき検討中。	41.4 仮開所後は6部門, 計49名の 訓練生を9カ月間経営関係の 講義を含めて訓練した。 第2期は41.8.15より9カ月間, 47名に対し訓練実施。 第3期は42.8.7から9カ月 コース54名参加。協定2年 延長。 第4期は43.7.1から44名 参加。	150	44

